

令和4年第5回 定例総会議事録

- 1 日時 令和4年5月20日（金）15時00分～16時30分
- 2 開催場所 三鷹市公会堂さんさん館 4階 第4～第6会議室
- 3 出席者

(1) 委員（19名）

1番：山本 達也、2番：清水 章、3番：江田 早苗、5番：富澤 伸一、
6番：石井 辰男、7番：吉野 弘司、8番：小林 義明、9番：井上 洋介、
10番：海老澤誠一、11番：峯岸 博、12番：藤沼 良典、13番：小林 俊之、
14番：海老沢 洋、15番：根岸 稔、16番：大野 良昭、17番：加藤 篤司
18番：石井 健、19番：浅野 文雄、20番：野村 文和
※欠席 4番：富沢 和浩

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐 川田日出夫、事務局：山下 太郎

- 4 傍聴人 なし
- 5 議事日程
別紙日程のとおり
- 6 議事要旨

司会 ただ今から、令和4年第5回農業委員会定例総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症については、ご案内のとおり、5月24日まで「東京都リバウンド警戒期間」となっています。このため本日の定例総会についても、従来のとおり、マスク着用と着席のままの発言での進行をお願いいたします。

本日は農業委員20名中、19人の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和4年第4回の定例総会会議録については、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、根岸会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。7番：吉野委員と、8番：小林委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに日程により、議案の審査に入ります。議案第9号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題としますが、議案第9号は、委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第

31 条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席します。ここで暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。議案第 9 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1 件）～

議長 議案第 9 号の現況確認について、担当の 16 番：大野委員、ご説明願います。

16 番：大野委員 5 月 14 日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。農地の 7 割ほどはパイプハウスが建てられていました。営農は切り花、養鶏を中心に行っています。生産物は緑化センターやスーパーマーケットに納品されています。雑草駆除のためヤギを 2 頭飼育しています。冬・春から夏への作付けで転換作業中の部分もありましたが、農地は適正に肥培管理されており、申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長 次に日程 2 の協議に入ります。協議 1 「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。協議 1 について事務局説明願います。

事務局 協議 1 「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」説明

国より、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入促進といった農地等の利用の最適化活動の推進に係る活動」の実施を強化するよう、通知があった。また、同法第 7 条第 1 項により活動目標等を内容とする指針を定める努力義務があり、同法第 7 条第 1 項及び同法第 37 条により公表しなければならないこととなっている。以上をふまえ、東京都農業会議より、国・都に提出する報告様式のうち、市街化区域のみの自治体が記載すべき項目は、「農業委員会の現況(令和 4 年 4 月 1 日現在)、遊休農地の解消(三鷹市には遊休農地なし)、推進委員等が活動を行う日数目標(活動記録カードを月あたり 6 枚以上記入)」の 3 点のみでよいという説明があった。全域が市街化区域である三鷹市における「最適化活動」とは、簡単に言うと「農地を農地として有効活用すること」である。各農業委員の「活動記録カード」に指導内容等の記録を残すことが最適化活動を行った証となるため、月 6 枚以上を目標に活動していく必要がある。以上の内容について協議をお願いしたい。

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はございませんか。

6 番：石井委員 本日、この定例総会前に 1 件現地確認に行ったのですが、本日の活動記録カードは総会と現地確認の計 2 件とカウントしてよいのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

議長 日常の見回りとして、自分の畑に行くまでに見たものでも記載をお願いします。

18 番：石井委員 日常の見回りの際に、どこの畑だったのかを細かく書くべきでしょうか。

事務局 畑に問題があるようなら、その状況と合わせて書いてください。

16 番：大野委員 そもそも三鷹市でこの活動をする必要があるのでしょうか。国に言われたならやらざるを得ないのでしょうか、遊休農地の解消を目標としているのでしょうか。

13 番：小林委員 先ほど説明にあったとおり、今現在、三鷹市に遊休農地がないという認識であれば、そもそも見回りをする必要もないのではないのでしょうか。

事務局 農業委員の皆様には、常日頃、遊休農地とならないように農地の見回りを行っていただいています。今後もそれを継続し、それらも含めて活動全てをカードに記入していこうということです。

13 番：小林委員 三鷹市内の農地は肥培管理がきちんとされているということですから、活動記録を細かく提出していただきということなら理解できます。

議長 今後、状況の悪い農地が発生する可能性はあるので、日常の見回りをして、農地所有者に指導していくという考えでいます。遊休農地の予備軍の畑を出さないような活動をしていくということで、ご理解いただければと思います。

16 番：大野委員 6 回の記録を書くために、農業委員の仕事が増えるのでしょうか。

議長 農業委員の皆さんは常日頃農地を見ていると思います。それを記録に残していただくだけで、農地を今以上回数を多く見に行ってくださいというわけではありません。

10 番：海老澤委員 農地の説明を文章で記録するのが難しいときは、写真を撮ってカードに貼ってもよいのでしょうか。

事務局 それでも構いません。

7 番：吉野委員 カードの内容は、誰かがチェックしているのですか。

事務局 事務局がチェックしています。

議長 カードの記録も大切ですが、肥培管理が不十分な農地を見つけたら、事務局に連絡していただければ、必要に応じて会長である私も同行し、素早く指導につなげることができます。そのようにして、状況の悪い農地を増やさないよう、みんなで努力していきましょう。

議長 その他、ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に、協議 2「準認定農業者制度における審査方法について」を議題します。協議 2 について事務局説明願います。

事務局 協議 2「準認定農業者制度における審査方法について」説明

① 準認定農業者の要件

農業経営改善計画を立てた 5 年後の経営目標において、農業収入が 1 アールあたり 8 万円以上または農業所得が 200 万円以上

② 準認定農業者のメリット

(1) 農業経営改善計画認定申請書の作成を通して、現状の農業経営状態を踏まえ

て経営改善を図ることができる。

(2) 申請書の作成に際しては、農業収入向上や労働環境改善等、農業経営を改善するため、東京都や東京都農業会議等の専門的知見を有する相談支援チームのアドバイスを受けることができる。

(3) 三鷹市認定農業者連絡会の会員となり、連絡会主催の研修会等への参加や各種研修会情報を得られる。

③ 認定の手順

認定農業者と同じく相談会・事前審査会では東京都や東京都農業会議の職員を交え、専門的なサポートを受けながら計画を作成する。最後の審査会については、準認定農業者は三鷹市独自の事業のため、農業委員会会長、職代、経営部会のメンバー、JA 東京むさし三鷹支店の職員、市の部長職等、オール三鷹で認定していく形としたい。

以上について協議をお願いしたい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に、協議3「生産緑地のあっせんについて」を議題します。協議3について事務局より説明願います。

事務局 協議3「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あて、生産緑地のあっせん依頼があった。

4三都第90号 生産緑地地区指定番号 第110号

4三都第149号 生産緑地地区指定番号 第248号

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

農業委員会事務局への照会期限 6月8日（水）

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。

議長 次に日程3 専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告2の現況確認について、私が担当ですのでご報告いたします。

15番：根岸委員 5月14日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。農地は耕作されておらず、草が伸びていました。歩道沿いにあった垣根は全て抜根されていました。ここにはアパートを2棟建てる予定だそうです。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問などはあります

か。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告3の現況確認について、担当の2番：清水委員、ご報告願います。

2番：清水委員 4月27日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現状は更地になっていました。

議長 報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」、事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数2件 2筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に、日程4 部会報告に入ります。部会長報告願います。

各部部长

- 農政部会：なし
- 農地部会：なし
- 経営部会：なし
- 四季コン：応募状況について報告。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について何かご質問がありますか。ご質問等がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に、5 事務報告に入ります。事務報告1「三鷹市農業委員会創立70周年記念親睦会について」、事務局より説明願います。

事務局 事務報告1「三鷹市農業委員会創立70周年記念親睦会について」説明

70周年記念懇親会を、下記日程により開催予定。

日程 令和4年7月18日（月）17時

会場 東急吉祥寺REIホテル

来賓を招き、歴代農業委員等が出席する。十分な感染症対策を行なった上で実施する。

議長 事務報告1の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に事務報告2「農地に関するお願い、相談などについて」、事務局から説明願います。

事務局 事務報告2「農地に関するお願い、相談などについて」説明

議長 事務報告2の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に6 事業結果は、報告案件がありませんので、7 事業予定について、一括して事務局より説明願います。

事務局 (予定1) 令和4年度ハウストマト立毛共進会の開催について

日 時：令和4年5月25日(水) 9:00～

会 場：JA東京むさし三鷹支店 東棟2階会議室 他

内 容：肥培管理及び商品的価値の審査

参加者：江田委員(審査立会人)、事務局

(予定2) 令和4年度北多摩地区農業委員会連合会通常総会の開催について

日 時：令和4年5月30日(月) 10:00～

会 場：清瀬市役所

内 容：令和3年度事業報告並びに収入・支出決算の承認について他

参加者：根岸会長、事務局

(予定3) 令和4年度全国農業委員会会長大会等の開催について

日 時：令和4年5月31日(火) 13:00～

会 場：LINE CUBE SHIBUYA(渋谷公会堂)

内 容：議案 ①政策提案 ②申し合わせ決議他、東京都選出の国会議員との意見交換

参加者：根岸会長、事務局

議長 事業結果の報告が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に、8 その他について、事務局よりお願いします。

事務局 その他 令和4年第6回定例総会について

日 時：令和4年6月21日(火)

会 場：三鷹市公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

議長 その他の説明が終わりました。その他ございませんか。

これをもちまして令和4年第5回定例総会を終了いたします。